

千葉県知事選挙

投票日：3月16日

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第399号

2025年

2月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 寺田勝弘 定価20円

第 399 号 URL 版 2025 年 2 月 28 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 寺田 勝弘 定価 20 円

【1面】

小倉さん“いのちと暮らし優先の県政 へ転換”

千葉県知事選挙 明るい会から小倉正行 さん立候補を表明



県民生活を守りたいと語る小倉正行さん。

県営水道の値上げ見送りを

1月31日に「明るい会」が記者会見

3月16日、投票で行われる千葉県知事選挙に千葉労連が参加する「憲法がいきる明るい千葉県をつくる会」（略称・明るい会）から小倉正行（おぐらまさゆき）さんが立候補を表明しました。1月31日、千葉県庁で「明るい会」の記者会見を開き、県営水道値上げ見送りなどを訴え“県民の命と中小企業の経営をないがしろにする県政を変える、決意を語りました。会見では「明るい会」事務局長の寺田議長が「県政刷新をはかり、一人も取り残さない、持続可能な県政をめざす」と、語りました。

《小倉正行さんの略歴》

1952年、神奈川県鎌倉市生まれ。
1976年、京都大学法学部卒業。
日本生協連を経て特別国家公務員として衆議院公設秘書。
1994年 国会議員政策秘書就任
(2018年まで)
現在まで月刊誌「食べもの通信」
編集世話人兼顧問。
食ジャーナリストとして活躍中。
流山市在住。

3つの重点項目を公約に県民の命と暮らしを守る

1月31日、千葉県庁で会見した小倉正行氏は、熊谷県政の問題点を指摘し①水道料金値上げ②農業政策の転換③マンション防災の3点を焦点に県政の転換を図っていきたいと、意気込みを語りました。県民は米や野菜価格の高騰で苦しんでいます。しかし、千葉県は、生活や営業の基盤である県営水道の20%値上げを表明しました。本来は県民の生活の防波堤になるべきです。農業生産額全国4位の千葉県の食料自給率は24%で全国下位8位です。農業を生産者と消費者双方の立場に立った政策の転換が必要です。また、防災では直下型地震が起きた時に、危惧されるのが中高層マンションです。災害基本法では、発災時はマンションに留まり、マンションごとに策定する防災計画に従うことになっているにも関わらず、県の災害対策には抜け落ちています。

自民党一体の県政を県民に取り戻す

熊谷県政の4年間は、自民党政治と一体で県民に自己責任論を押し付け、効率至上主義で「行政改革」を推し進め、医療、福祉、教育など県民生活を切り捨ててきました。「明るい会」は、全力を挙げ小倉候補者を知事に押し上げます。

【明るい会の8つの基本政策】

- ① 災害から命を守る安心・安全の千葉県
- ② 高齢者、障害者、子育て世代を全力で支える千葉県
- ③ 子どもたち、若者の未来を拓く千葉県
- ④ 中小企業・地場産業応援し、雇用が安定した千葉県
- ⑤ 環境を守り、持続可能な千葉県
- ⑥ ジェンダー平等、誰もが、自分らしく生きられる千葉県
- ⑦ 千葉県農業を強化発展させ、食の安全安心の千葉県
- ⑧ 憲法を生かし、平和で県民が「主人公」の千葉県

地域労連の活動

野田地区労連の今(シリーズ④)



バスハイクでパチリ

1927年9月から翌年の4月の216日間の野田醤油労働争議で有名な地域です。戦後には労働組合運動が活発化され、労働条件改善や政治闘争があり、1989年に総評が解散され、野田地区労連が発足しました。

現在、野田地区労連は9単組千人を超える組合員で組織しています。主な運動は、千葉労連の方針を受け、野田地域の労働者や市民と共同し組合員の拡大、様々な要求の取りまとめや解決のための方法の検討や行動の実施を行っています。

毎年7月、平和行進を旧関宿地区や野田市内で民主団体や労働組合が行い、広報にも掲載し、毎年約100人の参加があります。

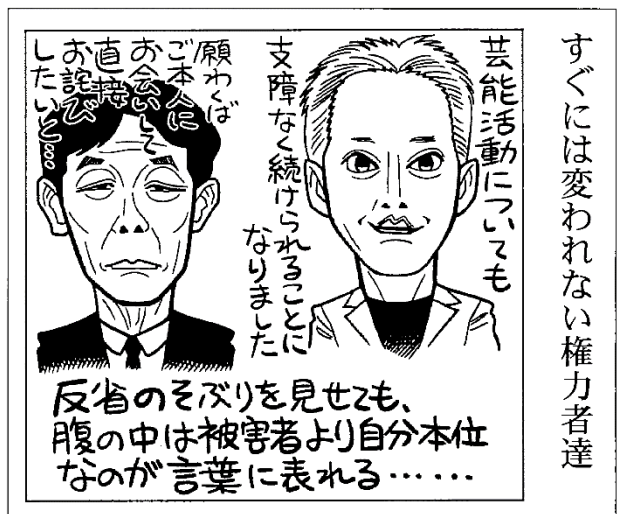
最近、県内で野田市だけが行う土曜授業の廃止の議会請願を行い文教常任委員会まで賛成を勝ち取り、3月の議会にも請願します。
また、公契約条例を日本で初めて2009年に公布され、今も改善を求め、野田市審議会で協議をし、更なる前進を目指します。

しかし、時代は自己中心的になり、みんなでたかうことをけむたがる風潮があります。SNSやAIの影響で、行動の変化は仕方ないですが、知を力に、たかいを武器に、前に進もうを合言葉に団結して野田地域を盛り上げていきます。

波濤

埼玉県八潮市の道路陥没事故は、自治体の担う業務が生活と密接につながっており、平穏な日々のくらし

を支える自治体業務の重要性を改めて認識し、人件費のみに財政健全化の矛先を向けるやり方に疑問を感じた▼これからの自治体首長選挙では、どういう立ち位置で地方自治に取り組む候補者かをきちんと見極める必要がある。仮に下水道の老朽化をチェック、取り替えるついでに半地下の高規格道路を整備してしまうなどという行政は、税金の使い方に問題がありすぎる▼千葉県知事選挙と千葉市長選挙は、同一投票日である。日本国憲法が保障する住民一人一人の基本的な人権を大切にしたい。地方自治の実現に踏み出す一歩としたい。



【2面】

地域労連に結集し要求実現を目指す

1・26 地域運動学習交流会



これからの地域労連について考える

千葉労連は1月26日、自治体福祉センターで地域運動学習交流会を開催し、オンライン参加を含めて5地域5単産、全体で20人が参加しました。

学習交流会では、全労連の斎藤辰巳常任幹事が「地域から最賃運動の前進を」と題して①地域労連の意義と役割は何か②なぜ地域で活動するのが大事なのか③具体的な日常活動としてどういったことをやっていくのか④最賃をめぐる情勢と全国一律最賃制の実現に向けて運動をどう広げるかについて、全国の教訓を踏まえて講演しました。

斎藤氏は、地域労連に結集する意義について「職場内や企業内の交渉だけでは実現が難しい課題がある。そのような時に産別・職場が地域組織に課題を持ちこむことにより運動の

前進と共感、広がりを作り出すことが出来る」と話しました。

そして、地域労連の役割は何か、を考えると①要求実現を目指す恒常的な地域共闘として、地域で共通した要求課題をまとめ上げて自治体要請などの共同行動に移し発展させること②商工業者や農漁民など、諸階層の共同行動を追求すること③地域のたたかいを地方組織・全労連や産別組織に反映させながら、何としてでも全国闘争に広げることが大事であると話しました。

斎藤氏は最後に「組合員も組合役員も仕事でしんどい思いをしている。労働組合で更にしんどいことは出来るなら避けたいと思うのが人情。愚痴をこぼすことができ、参加して楽しい行事をいかにつくるかが重要」と話しました。

講演後は矢澤純千葉労連事務局長から地域労連の現状の問題意識や、春の地域総行動の要綱が提起され、参加者全体で意見交換をしました。

意見交換の場では「地域労連は様々な職種の情報を知れる場であり、非常に重要」「単組から人を出してもらえるように引き続きお願いしたい」「地域労連からの情報発信を今まで以上にいただき、積極的に声をかけてほしい」などの意見が出され、千葉労連全体で地域労連の運動を引き続き支援していくと、意思統一がされました。

入っていて良かった全労連共済

2/16・17 全国共済交流集会

2月16日と17日、湯河原で第14回共済拡大全国交流集会が開かれ、のべ86人が参加し、全国交流



分科会での議論の様子

集会は大いに盛り上がりました。

冒頭に全労連共済理事長の秋山氏から「共済の出番は常にある。災害後のフォローが共済拡大のポイントで、職場での共済の給付をもっと広めていこう。春の拡大月間に取り組み、職場での広大な数の加入対象者に声掛けをすれば、共済の前進が必ず見込まれる。やって損はない拡大だ。火災共済はかなりお得な共済で、加入のためには準備が大切なので、ポイントをしばり説明をし、加入後のフォローと情報提供をするスタイルが理想だ」と話しました。

そして、職場の情報が満載の機関紙なども活用していきたい。①考える力をつけ②創意工夫をし

それぞれの拡大のためのスタイルを身につける③物価が高騰してする中、国民生活と命が脅かされ、年金も引き下げられる状況で、共済が家計の助けに少しでもなればよいと、話しました。

全労連共済事務局長の佐久間氏から 2025 年 4 月からの制度改定や今期の春の拡大月間の取組についてのお話がありました。

次に、各組織からの報告がありました。「共済をまず知ってもらい、会議などで共済を説明している」などの報告がありました。

続いて、分散会で 10 班に分かれ、各組織の取組について活発な議論が行われました。組合員にとって有意義な情報の提供のため、初めての参加の人にも共済加入のイメージが分かりやすいようにしようなどの提案がされました。

総括として共済部会長の三木氏は「『入っていればよかったから、入っていてよかった全労連共済』を目指し、組合員の家族構成にも目配り気配りを忘れずに共済拡大に取り組もう」とまとめました。

今年も共済の加入促進に向け、「団結ガンバロウ」で会は散会しました。

労働相談一ヶ月

～給与振込口座開設は強制できない～

Q 近所の飲食店でアルバイトをしています。店長から給与振込のため会社の取引銀行の口座を作るように言われました。自分が持っている銀行口座があるので、その口座に振り込んで欲しいと希望しましたが、会社指定の銀行でないから駄目だといわれました。いつまで働けるのかわからない中で、新たに別の口座を作りたくないのですが。

A この相談は、会社が給与支払いの原則を知らないことから起きていると言えます。

まず、給与支払いの「5原則」として①通貨払い②直接払い③全額払い④毎月払い⑤一定期日払いが労働基準法に定められている原則です。振り込みは、例外として、労働者が同意した場合に認められているものです。

したがって、給与の振り込みは、給与の支払い者が、労働者に理解を得るために十分に説明し、同意のもとに実施できる制度です。この原則を踏まえて相談内容を検討すると、会社の一方的指示を強制するということが不適切な対応といえます。

なお、振込の合意が成立しない場合は、法の定めのとおり、給料日に給与支払い明細書と現金が直接支払われることとなります。

仮に、6 カ月契約の場合、振込の合意がないことを理由に、契約期間の途中で解雇等をするのは不当であり、合理的理由とはなりません。

そのため多くの会社では、複数の金融機関を指定したり、労働者がすでに利用している銀行口座を振込先としている会社が多くあります。この相談は、単に経営者が法の定めを理解していないことから生じましたが、その背景に、労働関係法令や労働者の権利を軽視する社会的風潮を強く感じさせます。【戸村】